

# 「高校生総合補償制度」のご案内

保護者の皆さまへ

群馬県高等学校保護者連絡会  
群馬県高等学校PTA連合会  
会長 山口 明

## 「高校生総合補償制度」ご加入のおすすめ

このたびご案内する「高校生総合補償制度」は、群馬県高等学校PTA連合会の制度として毎年約2万人の皆さまにご利用いただいております。

本制度は多くの高校生に加入いただくことで割安なご負担で高校生活を取り巻く危険を総合的に補償する制度として、円滑なPTA活動の観点から推奨しております。

大切なお子さまの万一の備えとして、ひいてはPTA活動のなお一層の発展を願い、保護者の皆さまの格段のご協力をお願い申し上げます。

## 「高校生総合補償制度」の補償内容と保険金額と保険料

保険期間1年・職種級別A級・熱中症危険補償特約セット・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約セット・団体割引30%・大口割引10%・過去の損害率による割増5%適用

補償内容		プランA	プランB	プランC
補償 への 他人 の 賠償 責任	個人賠償責任 示談交渉サービスつき (日本国内のみ)	1事故につき、 <b>1億円</b> まで(自己負担額なし)		
お ケ ガ の 補 償	入院保険金日額	1日につき、 <b>1,700円</b>	1日につき、 <b>2,100円</b>	1日につき、 <b>2,100円</b>
	手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
	通院保険金日額	1日につき、 <b>556円</b>	1日につき、 <b>842円</b>	1日につき、 <b>842円</b>
補償 の 育 英 費 用	育英費用保険金	-	-	<b>157万円</b>
	一時払保険料 (全学年共通)	1年間 <b>3,400円</b>	1年間 <b>4,320円</b>	1年間 <b>5,060円</b>

### 他人(第三者)への賠償責任補償

お子さま(被保険者)が、誤って他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負ったとき(自分の持ち物は補償の対象になりません。)

### おケガの補償

お子さまが学校や通学途上、ならびにご家庭などで不慮の事故によって傷害(ケガ)を被ったとき  
日射または熱射を原因とする身体の傷害や細菌性・ウイルス性の食中毒を原因とする身体の傷害も補償の対象となります。

### 育英費用の補償

扶養者さまが急激かつ偶然な外来の事故で亡くられたり、所定の重度後遺障害のために、生徒さまの扶養ができなくなった場合の育英費用を一時金としてお支払します。

約30%  
割安!群馬県のマスコット  
「くんぼちゃん」  
2021-100404

## お手続き締切

2022年4月6日(水)まで

## 保険期間

2022年4月7日(木) 午後4時から1年間

〈パソコン、タブレット、スマートフォンをお持ちでない方〉

上記の方については、事前に取扱代理店へご連絡いただければ、「払込取扱票(ゆうちょ銀行)」をお渡しできますのでご連絡ください。

団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

※中途加入を希望される場合の保険料ならびに補償開始日は、「よくあるご質問」欄をご確認ください。

※保険金のお支払方法等重要な事項は「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

本制度の保険商品名は「傷害総合保険」であり、群馬県高等学校保護者連絡会を保険契約者とする団体契約です。



# 『自転車加害事故』へ備えましょう!

◎約4分に1回、自転車事故が発生!

◎交通事故件数の2割が自転車事故!

主な事故原因は、「安全不確認」「一時不停止」「信号無視」「歩道上の歩行者との接触」など。

数千円程度の賠償金を支払わなくてはならない場合があります。損害賠償責任は、未成年といえども責任を免れることはできません。(出典：交通統計2017年版(警察庁交通局))



本県の高校生の  
自転車事故率  
全国で  
ワースト1位

自転車事故の都道府県別事故率

(出展 / 自転車の安全利用促進委員会)

	都道府県	高校生 1万人あたり
1	群馬	109.11人
2	静岡	74.98人
3	宮崎	41.03人
4	山形	37.80人
5	兵庫	35.26人
6	埼玉	34.88人
7	長野	34.13人
8	愛知	33.96人
9	徳島	32.10人
10	香川	29.99人

対象期間 2019年1月～12月 (2021年3月発表)

## 加害事故賠償例 賠償額 9,266万円

【事故の概要】 男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な傷害(言語機能の喪失等)が残った。

(東京地方裁判所、平成20年6月5日判決)

出典：一般財団法人日本損害保険協会発行「自転車の事故」

## 手続きのしかた【ご加入方法】

### 「WEB加入システム」でのお手続き

スマートフォン・タブレット・PCから右記の2次元コードもしくはURLからアクセスしてください。お手続き後にコンビニ払込票が届きますのでお近くのコンビニもしくはバーコードを読み取るPay払(LINEpay、paypay、paybee)で手数料と一緒に払込みください。



<https://sjnk-pmd.dga.jp/lp/gunma>

### 〈パソコン、タブレット、スマートフォンをお持ちでない方〉

上記の方については、事前に取扱代理店へご連絡いただければ、「払込取扱票(ゆうちょ銀行)」をお渡しできますのでご連絡ください。

このご案内は、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## お問い合わせ先

【取扱代理店】

群馬振興株式会社

〒371-8520 群馬県前橋市古市町 233-5

TEL: 027-253-2121(代)

(受付時間: 平日の午前9時～午後5時まで)

【引受幹事保険会社】

損害保険ジャパン株式会社

〒371-0023 群馬県前橋市本町 1-4-4

TEL: 027-223-5111

(受付時間: 平日の午前9時～午後5時まで)